

# ▶ 現代奴隷制の世界推計 強制労働 と強制結婚

## 概要

2022年9月

当文書はILO 駐日事務所による仮訳であり、正文は原文とする

原文：

[Global Estimates of Modern Slavery: Forced Labour and Forced Marriage- Executive Summary](#)

International Labour Organization (ILO), Walk Free, and International Organization for Migration (IOM), Geneva, 2022

## ▶ 概要

---

現代奴隷制は、社会正義や持続可能な開発と対極の存在である。2021 年世界推計では、任意の 1 日をとって見た場合、5,000 万人が現代奴隷制の被害者であり、意思に反して労働や結婚を強制されていることを示している。つまり、世界全体でほぼ 150 人に 1 人ということである。この推計はまた、現代奴隷制が決して一時的なものではないことを示している。強制労働に陥った状況は何年も続くことがあり、強制結婚はほとんどの場合に終身刑のようなものである。また、悲しいことに状況は改善していない。2021 年世界推計を見ると、2017 年に前回の推計が公表されて以降、さらに数多くの男性、女性、そして子どもが労働や結婚を強いられている。

国際社会は、持続可能な開発目標（SDGs）の採択を通じて、現代奴隷制のうち子どもに関するものについては 2025 年までに、全体については 2030 年までに終止符を打つことに注力してきた（ターゲット 8.7）。本報告書は、これらの野心的な目標をクリアするために残された短い期間に国際社会が直面する課題の大きさを物語っている。

近年、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行、武力紛争、気候変動といった危機的な状況が複合的に発生する中、雇用や教育がかつてないほど混乱し、極度の貧困や強制的で安全でない移住が増加し、ジェンダーに基づく暴力の報告件数が急増している。そういった要素が複合的に、あらゆる形態の現代奴隷制のリスクを高める方向に作用している。またこれはよく見られる事態ではあるが、すでに最も弱い立場に置かれた人々が最も大きな被害を受けている。例えば、貧しく社会的に疎外された人々、インフォーマル経済に従事する労働者、非正規または他の理由で保護されていない移民労働者、差別を受けている人々などである。

国際社会にとって、これらの障害を克服し現代奴隷制の撤廃に向けて勢いを取り戻すためには、意思の統一を図りリソースを集約するのが喫緊の課題である。鋭意努力するという約束や声明では十分ではない。変革のために一義的な責任を担うのは各国政府だが、社会全体として取り組むアプローチが必要である。社会的パートナー、社会的連帯経済（SSE）への参加者、事業者、投資家、サバイバー、市民社会、そしてその他多くの関係者が重要な役割を担っている。国連機関、その他の多国間・二国間組織、国際的な非政府組織などからの技術的協力や支援も、状況を進展させるために重要となるだろう。そういった社会対話により構築される枠組みが、この現代奴隷制という問題に永続的で合意に基づく解決策を作り上げるために不可欠である。

本報告書で提示する推計は、国際労働機関（ILO）、ウォーク・フリー、および国際移住機関（IOM）が作成したものである。本推計は共同で開発された方法論に基づいているが、これについては、参考資料で取りまとめるとともに、本世界推計とともに作成された方法論

報告書で詳述している。2016 年世界推計と同様に、2021 年世界推計においても、単一の情報源では信頼性が十分ではないため複数の情報源に基づき計算を行っている。主要な情報源は各国の状況を代表する世帯を対象とした調査であり、強制労働に関しては 68 カ国、強制結婚に関しては 75 カ国で、ILO とウォーク・フリーにより共同で実施された。また、IOM とパートナー団体が人身取引の被害者に保護・支援サービスを提供する中でそれらの被害者に関する匿名化データを収集する取り組み（CTDC）において収集されたデータも活用した。

## 主な調査結果の概要

本世界推計で定義されている現代奴隷制は、強制労働と強制結婚という 2 つの主要要素で構成されている。どちらも、脅迫、暴力、欺瞞、権力の乱用やその他の形態の強制によって、本人が拒否することも離脱することもできない形で搾取されている状況を指す。

現代奴隷制という社会悪は、決して過去の遺物にはなっていない。2021 年世界推計では、任意の 1 日をとって見た場合、4,960 万人が意思に反して労働や結婚を強いられ、現代奴隷制の被害者となっていることが示されている。内訳をみると、強制労働の被害者が 2,760 万人、強制結婚の被害者が 2,200 万人である。

## 強制労働

1930 年の ILO 強制労働条約（第 29 号）<sup>1</sup>により、強制労働とは「処罰の脅威によって強制され、また、自らが任意に申し出たものでない全ての労働」と定義されている。

任意の 1 日をとって見た場合、2,760 万人が強制労働を課せられている。これは、全世界で千人当たり 3.5 人が強制的に働かされているということである。女性と少女が全体のうち 1,180 万人を占めており、子どもで見ると 330 万人を超えている。

近年、強制労働は増加の一途をたどっている。2016 年世界推計との単純比較で見ると、2016 年から 2021 年の間に強制労働の被害者は 270 万人増加しており、これは、発生率で見ると全世界で強制的に働かされている労働者が千人当たり 3.4 人から 3.5 人に増えたということである。この増加はもっぱら民間経済における強制労働によるものであり、これには強制的な商業的性的搾取およびその他の部門における強制労働が含まれる。

コロナ禍の最初の数カ月には、この危機的状況に関連した強制労働の横行が報告されていた。コロナ禍による収入の途絶のため労働者の借金がかさみ、正規の信用経路で融資が受けられない一部の労働者が債務奴隷となる事例の増加が報告された。また、コロナ禍により多くの労働者の労働条件が悪化し、強制労働につながる事例もみられた。一方で、経済全体としての厳格な営業停止はすでにほとんどの国で緩和され、世界経済は不安定ながらも回復してきていることから、最初の数カ月以降にどのような形で強制労働のリスクが変化したのかについてはほとんど分かっていない。この点については多くの懸念材料が残っており、世界

銀行は、強制労働のリスクに関する重要な指標の1つである極度の貧困がコロナ前の傾向よりもはるかに高いままであることを示しており<sup>2</sup>、ILOの報告では、多くの国において雇用の回復が失速している点が指摘されている<sup>3</sup>。

**世界のどの地域においても、強制労働の被害を免れているところはない。**アジア太平洋地域における数は世界全体の半数を超えており（1,510万人）、欧州および中央アジア（410万人）、アフリカ（380万人）、南北アメリカ（360万人）、アラブ諸国（90万人）と続く。しかし、このような地域ごとのランキングは人口比で見ると大きく様相が変わり、アラブ諸国（千人当たり5.3人）が最も高く、欧州および中央アジア（4.4人）、南北アメリカおよびアジア太平洋地域（いずれも3.5人）、アフリカ（2.9人）と続く。

**強制労働は、国の豊かさの程度によらず、どの国でも懸念事項になっている。**全ての強制労働の過半数が、高中所得国または高所得国で発生している。人口規模を考慮すると、強制労働の発生率は低所得国で最も高く（千人当たり6.3人）、次に高所得国（4.4人）である。

**強制労働は、大部分が民間経済において発生している。**86%が民間部門で生じており、63%が商業的性的搾取を除く他の部門である。強制による商業的性的搾取は23%を占めている。国家が課す強制労働は全体の14%となっている。

**強制労働は、民間経済のほとんど全ての分野に及んでいる。**成人に係る強制労働の大半（87%）を占めるのは、サービス業（家事労働を除く）、製造業、建設業、農業（漁業を除く）および家事労働の5部門である。占める割合が小さい他の部門においても数十万人規模の被害者を生んでおり、例えば、鉱山での掘削やその他の鉱山、採石場における作業に従事させられる者、漁船の中に閉じ込められて強制的に漁業に従事させられる者、路上で物乞いをさせられる者、不法な活動に従事させられる者が含まれる。

**強制労働は、より広義の労働と比較して構成要素が多く、面で異なっている。**労働を強いられている労働者に占める移民の割合は、労働者全体に占める移民の割合よりもずっと大きい。また、男性が占める割合も同様に強制労働の方が高い。部門別で見ると、強制労働の傾向が労働者全体と比べて高いのは製造業であり、さらに高いのは建設業である。一方、サービス業や農業の場合には、その傾向は全体と比べて低い。

**強制労働により搾取されている人々は、複数の形態における強要を受けて、意思に反して労働に従事させられている。**賃金からの組織的かつ意図的な天引きは、未払い賃金を得られない恐れにより離職させないようにする虐待的な使用者が使う手口だが、最も一般的な強制の形態であり、強制労働の事例の中で36%を占めている。次にくるのが、解雇の脅しにより労働者の弱い立場につけこむ手口であり、5人に1人がこの被害に遭っている。より深刻な形態の強制としては監禁や身体的・精神的な暴力、必需品の剥奪などがある。これらはあまり一般的ではないとはいえ、決して無視できるものではない。

民間経済における強制労働には、ジェンダーに係る重要な側面がある。強制労働の被害を受けている女性は、男性と比較して家事労働部門に従事している傾向が非常に高く、男性については建設業部門に従事している傾向が非常に高い。強制の手段については、女性だと賃金不払いや弱い立場につけこむ形での強制を受けている傾向が高く、男性だと暴力や金銭的な罰により脅されている傾向が高い。また、女性は身体的・性的な暴力や家族に対する脅迫の被害に遭う傾向が男性よりも高い。

移民労働者は、他の労働者と比べてより高い強制労働のリスクに直面している。成人の移民労働者における強制労働の発生率は、成人の非移民労働者と比較して3倍を超えている。この数字が明らかにしているのは、移民労働者が法によって保護されていないかその権利を行使することができない場合、移住が正規の形で行われていないかガバナンスが貧弱である場合、あるいは人材募集が公平性を欠き倫理に反する方法で行われている場合には、移民の立場がぜい弱なものになり強制労働につながるという事実である。

推計によれば、任意の時点で630万人が強制的な商業的性的搾取を受けている。ジェンダーが主な決定要因であり、このような状況に陥っている人々のおよそ5人のうち4人が少女または女性である。

強制労働に従事させられている子どもの悲劇的状况には、特に緊急に対処する必要がある。全体で330万人の子どもの強制労働を課されており、全ての強制労働の被害者の約12%を占める。これらの数字はこれだけでも憂慮すべきものだが、データの制約があるため氷山の一角に過ぎない可能性が高い。国際社会はSDGsのターゲット8.7で2025年までの児童労働全廃を掲げているが、子どもの強制労働は児童労働の一部を構成している<sup>4</sup>。

子どもの強制労働は、広範囲の経済部門および産業で起きている。強制労働を課せられている子どもの過半数が商業的性的搾取<sup>5</sup>の被害を受けている。その他、家事労働、農業、製造業など数多くの部門において子どもの強制労働の事例が報告されている。定性的な情報をまとめた複数の報告書において、子どもは深刻な形態の強制や虐待の対象となり得ることが示されている。例えば、誘拐する、薬漬けにする、監禁する、騙す、債務により操るなどの手口である。最も悪質な虐待事例の一部は武力紛争の状況下で生じている。

2021年世界推計では、任意の時点で390万人が国家による強制労働に従事させられている。国家当局が課す強制労働の事例では男性の割合が4人のうち3人を超えており、子どもは全体の8%を占める。過半数(55%)の事例ではなんらかの形での刑務所における強制労働の乱用がみられ、27%は徴兵制の乱用であり、17%は経済開発または通常の市民としての義務を超えた業務における強制労働である。

## 強制結婚

強制結婚は、複雑で性差が非常に大きい慣行である。男性や少年が結婚を強制されることもあるが、女性や少女が被害に遭うことが圧倒的に多い。強制結婚は世界のどの地域においても行われており、民族、文化や宗教に関係なく見られる。強制結婚を助長している要因の多くは、長年定着している家父長制の考え方や慣行と密接に関係しており、社会的な背景に大きく左右される。

強制的に結婚生活を送らされている男性、女性および子どもの数は世界的に増加している。2021年には任意の1日に推計で2,200万人が強制結婚の状態では生活していた。これは、2016年から2021年までの間で660万人の増加であり、発生率は人口千人当たり2.1人から2.8人に上昇したということである。

強制結婚は、世界のあらゆる地域で行われている。全ての強制結婚のうちほぼ3分の2がアジア太平洋地域で行われており、被害者数は推計で1,420万人。次にくるのが14.5%のアフリカ（320万人）および10.4%の欧州および中央アジア（230万人）である。地域の人口規模を考慮すると、強制結婚の発生率が最も高いのはアラブ諸国（千人当たり4.8人）であり、次にくるのがアジア太平洋地域（3.3人）である。

強制結婚の被害者のうち、女性が3分の2を超える。推計値でみると1,490万人が女性や少女である。強制結婚の被害者は女性や少女が大多数を占める一方、男性や少年も強制結婚の被害にあっている。

強制結婚の被害者のうち5人に3人は低中所得国に居住している。一方で、経済的により豊かな国でも強制結婚は行われており、全体の26%が高所得国または高所得国に居住している。

大多数の事例で家族にその責任があった。強制結婚の状態にあると報告された人々のほとんどが、親（73%）またはその他の親戚（16%）から結婚を強制されていた。

被害者の半数が、精神的な脅迫や言葉での虐待によって結婚生活を強制されていた。「結婚しなければ自傷行為を行う」という脅しや、「一族の名に泥を塗るのか」という精神的な脅迫を親から受けたり、結婚しなければ家族の縁を切るなどと脅されたりする例が挙げられる。次に多く使われていたのは身体的・性的な暴力やその脅しである（19%）。

いったん強制的に結婚させられると、家庭の内外での性的搾取や暴力、家庭内の強制労働などのリスクが高くなる。配偶者やその家族から強制労働させられる事例を報告する傾向は、男性の場合と比べて女性の方が高い。

コロナ禍により、強制結婚を含む全ての形態の現代奴隷制を助長する根本的な要因が悪化してきた。たいていの場合において経済的な困窮と関係している。コロナ禍で蔓延した社会経済的に不安定な状況によって、この 20 年間で初めて、世界中で失業、負債、そして極度の貧困が増加した。なお、それらのデータはコロナ禍による影響の一部しか反映していないため、本報告書で提示した推計ではコロナ禍による影響の重大性が過小評価される可能性が高い。

## 現代奴隷制に終止符を：2030 年に向けた道筋

今日の世界において現代奴隷制の事例が後を絶たないことは、全く正当化されるものではない。改善することは可能であり、また改善しなければならないのである。これは何をなすべきか分からないという問題ではない。現代奴隷制対策の政策・プログラム実施では多くの経験が蓄積されてきており、極めて重要な将来に向けた手引きとなっている。また、現代奴隷制の全体的な拡大傾向は事例数の大幅な減少が認められている多くの個別状況を覆い隠しているが、これらの状況からは、事態改善に向けて必要な政策上の選択肢に関してさらなる重要な見識が得られる。国際法や条約、協定は、現代奴隷制撲滅に向けて規範的な枠組みの構築を可能にする<sup>6</sup>。

以下、現代奴隷制の廃止を掲げた 2030 年アジェンダの期限までに実施していく強制労働と強制結婚対策における重要な政策上の優先事項につき、いくつか論じることとする。

### 強制労働

- **強制労働のない世界を実現するには、労働者の結社の自由および団体交渉の自由が尊重されなくてはならない。**これらの労働基本権により、労働者側は共通の利益を守り、安定した働きがいのある人間らしい仕事のために集団で交渉し、まとまって声を上げることが可能となり、強制労働を排除する職場やそのようなリスクへの耐性のある労働者を生み出すことにつながる。強制労働の問題について永続的で合意に基づく解決策を作り上げるために社会対話は極めて重要だが、社会対話を行うにはこれらの権利が必須の前提条件である。現在のところ、世界の大半の国やインフォーマル経済における大多数の労働者は、移民であるか自国民であるかにかかわらず、代表者および集団としての意見を表明する体制が得られていない。
- **最低限の社会的保護を含め、社会的保護を全ての労働者およびその家族にまで拡充し、**多くの場合で強制労働の温床となっている社会経済的なぜい弱性を軽減し、基本的な所得保障を与え、労働者が虐待的な仕事を断り、いったん受けた仕事でも虐待的になったら辞めることができるようにする。インフォーマル経済における社会的保護の対象範囲の拡大が優先事項である。社会的保護の対象範囲を、インクルーシブで公平かつ無差別な形で移民にまで拡大することも重要である。

- **公正で倫理的な採用活動を推進し、悪質な人材派遣会社や職業紹介会社による不当に高い料金や関連費用の請求などの、人材募集やあっせんにおける虐待的または詐欺的な慣行から労働者を保護する。**本世界推計では、強制労働の事例の多くにおいて、遡ると人材募集の段階で虐待的な取扱が発生していることが示されている。
- **公的な労働監督機関の対象範囲と体制を拡充し、労働条件の違反がさらに悪化して強制労働となる前に探知し是正に向けた働きかけを行い、強制労働のリスクと使用者のルールの遵守義務に関する意識啓発を行い、現実には起こっている強制労働の事例を迅速に探知して対応する機関につなぐことができるようにする。**労働監督機関が対象範囲をインフォーマル経済にまで拡充することが優先事項である。
- **強制労働から解放された人々を保護する体制を確立する。**即時の支援、社会復帰および長期的に持続可能な解決策を通じて保護を行うことにより、それらの労働者が無事回復して再度被害に遭うことがないようにする。子ども、移民、そして強制労働を目的とした人身取引の被害者に対しては特別の配慮がなされるべきである。進展はあるものの、強制労働や人身取引の被害に遭った人々が特定されて包括的な保護サービスを受けられた割合は依然として小さい。
- **強制労働から解放された人々が救済手段を確実に利用できるようにし、強制労働による被害への補償と回復に当たっての支援を行う。**救済手段は物質的損害（医療費、未払い賃金、訴訟費用、逸失利益を含む収入の減少など）または精神的損害（苦痛、精神的な不安など）に対する補償を含む。現在のところ、強制労働や人身取引の被害者のうち損害の補償などの救済手段を活用できたものの割合は非常に小さい。
- **加害者に処罰を科し、加害予備軍が犯行を企てることがないように、適切な法執行の体制を確立する。**統計によれば、法的捜査の対象となっている強制労働と人身取引の事例数は少なく、それらの犯罪について適切に捜査して起訴を行う体制が限られているために、有罪判決が言い渡される率は最小である。
- **強制労働および強制労働を目的とした人身取引に対する移民のぜい弱性に対処する。**ほとんどの移住は自発的に行われ、個人や社会に概ねプラスの影響を与えるものの、本世界推計では、移民が法律によって保護されていないか自分達の権利を行使することができない場合には、強制労働や人身取引のリスクが増大し得ることが示されている。移住プロセスの全ての段階における全ての移民の権利を、移民としての地位の如何を問わず尊重されるよう各国の政策および法的な枠組みにおいて推進することが緊急的に必要である。
- **強制労働に従事させられている子どもに対処する。**商業的な性的搾取や武力紛争に関連した強制労働の被害者を含めて、強制労働を課せられている子どもを特定し保護する対策に格段の投資が必要である。政策対応に必要な情報を得るために、被害に遭っている



子どもの数、それらの子どもが従事させられている強制労働の性質と強制労働を助長している要因に関する情報の精度を上げることが喫緊の課題である。

- **危機的な状況において強制労働および人身取引のリスクが増大することを緩和する。** 強制労働や人身取引の多くは、武力紛争、災害や病気に絡んで起こる危機的な状況において発生している。危機が発生する前の準備から発生後の人道的な対応と収束後の再建・回復まで、危機対応の全ての段階において予防と保護の対策を前面に打ち出す必要がある。日々の暮らしに困窮する労働者が強制労働や人身取引の被害に遭わないように、予防策として危機的な状況下で生計を維持するための対策が特に重要である。
- **企業活動とサプライチェーンにおける強制労働および強制労働を目的とした人身取引と闘う。** 強制労働などの人権侵害のリスクが深刻さと規模の両方において最大の状況になっている「ホットスポット」を特定し、優先付けを行った上で対応することに注力すべきである。ここで特に重要なのは、リスクの高い部門や地域においてサプライチェーンの下部で事業を行っているインフォーマルな零細企業や小企業である。
- **強制労働の事例のうち 7 件に 1 件が該当する、国家が課す強制労働を廃止する。** 国家が課す強制労働は国による意図的な立法や慣行の直接の産物であるという事実は、変革のために何が必要かを極めて明確に示している。すなわち、これらの立法や慣行を改革することへの政治的なコミットメントとフォローアップである。
- **パートナーシップおよび国際協力。** 強制労働の問題が大きすぎ、その無数にある根本原因があまりに込み入っているため、各国政府やその他の関係者が独力で対処することは不可能である。アライアンス 8.7 は幅広い関係者が参画している政府組織および非政府組織の枠を超えたパートナーシップで、強制労働と人身取引に関して協力と経験の共有を円滑に進める上で重要な役割を担っている。資金確保とリソースの動員に対する国際的な支援は、強制労働に対するより幅広い協力とパートナーシップのカギとなる要素の 1 つである。

## 強制結婚

- **女性や少女が被害者となる確率が圧倒的に高いことから、立法・政策上の対応には性差の観点を持たせる。** 例えば、性差に配慮した法律、政策、プログラム、予算が挙げられ、これには性差に対応した社会的保護制度も含まれる。これらのイニシアチブは、インクルーシブであり、公平であり、移民を差別せず対象とすることが重要である。
- **国の法令において適切な民事上および刑事上の保護を保障する。** これには、子どもを保護するために結婚の法定年齢を例外なく 18 歳に引き上げること、年齢にかかわらず同意なしに結婚する行為を犯罪とすること、多くの場合家族である加害者を罰せず被害者を強制結婚から守るための民事上の保護を行うことを含むべきである。立法措置は、

強制結婚の根本原因となっている要因に対処し、安全な宿泊施設、緊急融資および心理社会的支援などの予防・支援対策を含む、より広範で全体的アプローチの対策に組み込まれるべきである。

- **強制結婚を助長する根本原因となっている社会文化的な規範や体制に対処する。**立法措置はそれ自体では強制結婚に終止符を打つのに十分ではなく、原因となっている差別や男女不平等および関連する社会文化的な規範に対処するより広範の予防的なアプローチを組み合わせる必要がある。こういった考え方を改めさせる上で中心となるのは、ぜい弱性に関する社会的背景に着目した調査や地域ベースでの教育、訓練および女性の地位を向上させる活動である。
- **女性や少女のための機関の創設に投資する。**女性や少女が学校教育を修了し、生計を維持し、財産を相続する機会および能力を確保することは、強制結婚の被害を受けにくくする上で重要な役割を果たす。この支援を行うためには、関係機関や使用者は、女性や少女に対して雇用機会を提供する上で、入職前や入職後の能力開発や訓練プログラムなどの正規の教育を超えた「ソフトスキル」の訓練を提供すべきである。
- **危機的状況において、強制結婚と強制結婚を目的とした人身取引に対してぜい弱性が高い人々の権利を保護する。**このためには、人々が紛争地域を安全に脱出できる道を切り開き、生計の支援や教育機会の提供を行い、食料の入手を確保し、市民としての登録（出生および結婚の登録を含む）が行える無料サービスを確立し、地域のサービス提供者の態勢づくりを行うために、人道的支援を行う各機関の連携が必要である。
- **移民、特に子どもの移民の立場の弱さに対処する。**これには、最も弱い立場にある人々を特定する体制を改善することに加えて、安全で尊厳のある形での出身国への帰還、持続可能な社会復帰を保証することが含まれる。そのような社会復帰は、移民の立場にかかわらず、万人に提供させる社会的保護やサービス、裁判、心理社会的な支援、教育、職業訓練、雇用機会、そしてディーセント・ワークを必要とする。法的な身分証明は、持続可能な開発と正規の安全な移住を可能とする中核的な要素である。特に、強制結婚のリスクにさらされている移民にとっては、法的な身分証明の登録手続が重要である。

強制労働、強制結婚および人身取引についての信頼できる情報や統計は、問題への意識啓発や理解を進め、政策対応のために情報を提供する上で極めて重要である。本報告書で提示された調査結果が、あらゆる形態の現代奴隷制の国内的、局地的側面に焦点を絞ったさらなる調査とデータ収集への取り組みが進むきっかけとなれば幸いである。

## 文末脚注

1. ILO, 強制労働条約（1930年、第29号）。
2. Daniel Gerszon Mahler, Nishant Yonzan, Ruth Hill, Christoph Lakner, Haoyu Wu and Nobuo Yoshida, “Pandemic, prices, and poverty”（英語のみ）, World Bank Blogs (blog), 2022年4月13日。
3. ILO, ILO Monitor on the world of work. Ninth edition（英語のみ）, 2022年。
4. 子どもの強制労働は、測定の目的から、次のカテゴリーのうちいずれかに該当する、特定の参照期間中に子どもによって行われる労働と定義される。(i) 第三者（当該子どもの親を除く）からの当該子どもに対する直接の、もしくはその親に対する脅迫、または処罰の脅しまたは脅威の下で第三者のために行う労働、(ii) 第三者（当該子どもの親を除く）からの当該子どもに対する直接の、もしくはその親に対する脅迫、または処罰の脅しまたは脅威の下で、当該子どもの親とともに、またはそのために行う労働、(iii) 当該子どもの親のうち片方または両方が自ら強制労働の状況にある中で、当該子どもの親とともに、またはそのために行う労働、(iv) 次の最悪の形態の児童労働のうちいずれかに該当する状態で行う労働、(a) 児童の人身売買および取引、債務奴隷および農奴、および武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む強制労働など、あらゆる形態の奴隷労働またはそれに類似した行為、(b) 売春、ポルノ制作、わいせつな演技のための児童の使用、あっせんまたは提供、(c) 違法行為、特に関連する国際条約で定義された薬物の生産および取引のための児童の使用、斡旋または提供。
5. ILO 最悪の形態の児童労働の禁止等に関する条約（1999年、第182号）に従い、あらゆる形態の商業的性的搾取は、未成年が関与している場合、強制労働とみなされる。
6. 強制労働に関する条約（第29号および第105号）、最悪の形態の児童労働の禁止等に関する条約（1999年、第182号）、1930年の強制労働条約の議定書（2014年）、強制労働の実効的な抑止のための補足的な措置に関する勧告（2014年第203号勧告）、奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度および慣行の廃止に関する補足条約（1956年）、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（2000年）を補足する人の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書、児童の権利に関する条約および女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を含む。